**１　多目的室等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 使用区分 | | |
| 午前 | 午後 | 夜間 |
| 多目的室（大） | 19,100円 | 25,400円 | 25,400円 |
| 多目的室（小） | 2,500円 | 3,400円 | 3,400円 |

備考

(1)　使用区分の午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。

(2)　2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間(正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。

(3)　使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。